

第一子が幼稚園児の保護者が対象

(小学生・中学生のいるご家族で就学援助を申請する方はこの申請は不要です。)

1. 援助対象の方

- ・生活保護が廃止または停止になった世帯
- ・平成 29 年度市町村民税の非課税世帯
- ・平成 29 年度市町村民税課税世帯で、特別な事情のある世帯



援助内容

給食費(保護者負担分)

2. 申請に必要な書類

- ・就学援助申請書(兼同意書・委任状)
- ・平成29年1月1日に本部町に住民登録のない方は、本部町に課税情報がないため、援助の判定ができません。前住所地から「課税証明書」を取り寄せ、6月9日(金)までに教育委員会へ提出してください。
- ・その他教育長が求める必要な書類がある場合は連絡しますので、提出をお願いします。



申請書の配布・受付期間

平成29年5月1日～5月31日まで

申請は
お早めに!

3. 提出先

本部町教育委員会(役場2階)

(学校教育班: TEL0980-47-2206)

